



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4019 号 2017.11.15 発行

**名古屋の障害者解雇の事業所が廃止届 就労支援で給付金** 中日新聞 2017年11月14日  
 障害者が働きながら知識を身に付ける施設「就労継続支援A型事業所」を運営する株式会社「障がい者支援機構」(名古屋市北区)が経営難となり、障害者が大量解雇された問題で、機構が同区の事業所「パドマ」の廃止届を市に提出し、市が受理したことが分かった。13日付。

パドマは7月に閉鎖状態となり、翌8月、箱詰めなどの軽作業に従事していた55人が解雇された。2013年の設立以降、国や県、市から受けた給付金は総額2億8千万円余に上る。機構は県内や関東地方など全国6カ所でA型事業所を運営していたが、先月の愛知県清須市の事業所に続き、最大規模のパドマも廃止される。

市関係者によると、既に障害者30人以上が一般企業や他のA型事業所に移ったが、20人ほどは失業保険を受けながら今も求職活動中。機構側は解雇した障害者から今後の意向を聞き取るなどしており、市は「責任を取った」として廃止届を受理した。機構は市に「愛知県外の事業所で利用者数を十分確保できず、資金繰りが悪化した」と経営悪化の理由を説明しているという。

A型事業所では今年6月にも岡山県倉敷市で運営企業が経営に行き詰まり、223人が解雇された。国からの給付金目当てに事業に参入し、障害者に十分に職業訓練を積ませない実態も明らかとなっており、国が規制を検討している。

### 摂食障害でなぜ犯罪に…



NHKニュース 2017年11月14日

「本件犯行は、摂食障害が背景にあることがうかがわれる」 今月8日、万引きの罪に問われた被告に有罪判決が言い渡されました。被告は、女子マラソンの元日本代表選手で、現役時代から摂食障害に苦しんでいました。実は、摂食障害の人が、万引きにはしるケースはほかにも相次いで報告されています。(宇都宮局記者 有馬護 ネットワーク報道部記者 吉永なつみ)

#### 裁判で明かされた摂食障害

法廷に現れた30代の被告は、およそ10年前、国内で行われた国際女子マラソン大会で優勝し、同じ年にヨーロッパで行われた世界選手権に日本代表として出場して入賞を果たしました。

やせた体の被告は、みずからの摂食障害と万引きについて、次のように証言しました。

「実業団時代に厳しい体重制限のストレスで摂食障害になり、引退後もストレスがあると、食べては吐いていた。摂食障害になったあと、食べ物を万引きするようになった。今回は

初めて、食べ物以外も盗もうと思った」

被告は、ことし7月、栃木県内のコンビニエンスストアで、化粧品や食料品を万引きした罪に問われましたが、それ以前にも平成26年と平成27年に同じ罪で略式命令を受けて



いました。

裁判の中で、犯行当時の心境について「つらい思いがぐるぐる回って、解消されたい、捕まって早く楽になりたいと思った」と証言しました。

裁判所は、この日の判決で「窃盗の常習性は顕著だが、犯行は単なる利欲的動機によるものとは言い切れず、酌量の余地がある。犯行後、積極的に摂食障害の治療を受け反省もしている」と指摘。懲役1年、執行猶予3年を言い渡しました。



判決のあと、被告の弁護士は「ほかにも、窃盗を繰り返す被告の弁護を担当することが多いが、ほとんどの人は摂食障害に苦しんでいた」と話しました。摂食障害の人の中には、万引きの常習者が少なくないということです。

### 摂食障害の9割は女性

摂食障害は、一般的に、「やせてきれいになりたい」、「体重を落としたい」などという気持ちで始めたダイエットがエスカレートして、発症につながることが多いと言われています。

厚生労働省によりますと、摂食障害は、食料を大量に食べては吐いたり、徹底して食べなかったりする精神障害の1つで、症状が重篤になると、栄養の低下や飢餓状態に陥って命に関わる危険があります。

厚生労働省の調査では、患者数は年間およそ2万3000人と推定され、そ



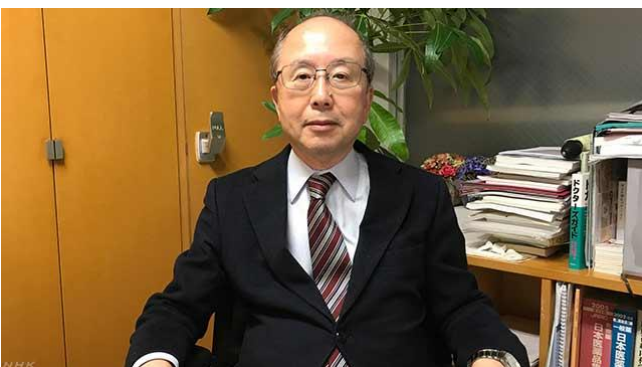
の9割は女性だということです。摂食障害に伴う異常な行動として、みずからを傷つける行為や万引きなどが挙げられるということです。

### なぜ 摂食障害で万引き常習者に

ではなぜ、摂食障害の患者が万引きを繰り返す傾向にあるのか。

東京都内の心療内科クリニックの医師、高木洲一郎さんに聞きました。高木さんは医師になってまもない昭和46年からこれまでに1000人以上の摂食障害の患者を診てきました。

10年ほど前、自身の患者41人にア



アンケートを行った結果、過去に万引きの経験があると答えた人は、およそ4割にのぼり、ほとんどの人が摂食障害を発症した後に万引きを始めたということです。そして、経験者の全員が複数回、万引きをしたことがあり、経済的に困っている人はいませんでした。高木医師はアンケート結果などを踏まえ、摂食障害に特有の「抑うつ気分」や「感情が不安定」という心理状態の時に、万引きが行われていると考えています。ある患者は、犯行当時の心理状態を次のように話しています。

「摂食障害の万引きは、正常な状態で行うのとは違う。頭の中が常に食べ物のものでいっぱい、ぼーっとして何かにとりつかれたように罪の意識などを考えることなくやってしまう」



高木医師によると、犯行当時の状況をよく覚えてなく、犯罪意識が乏しい中で万引きを行っている点が大きな特徴で、食べることに執着心をもつあまり、食料を買うお金が底をつくことに強い恐怖心を抱くため、とくに食料を盗む傾向がうかがえると指摘します。そして、こうした不安定な精神状態が正常に戻らない限り、万引きを繰り返すおそれがあるということです。

もちろん、摂食障害の患者が必ず、万引きをするわけではありませんが、犯罪に至るほど症状が重くなる前に、摂食障害の治療を受けさせることが必要だと高木医師は訴えています。

ただ、摂食障害と万引きとの関係については、専門家の中でもさまざまな見方があります。例えば、摂食障害も常習的な万引きも、依存症の1つだとする説です。何らかのストレスに直面したときに、一時的にその不安や恐怖を和らげるために食べては吐いたり、盗みを繰り返したりするというものです。

こうした行為そのものに依存するため、やめたいと思いつつも繰り返してしまうとする考え方です。

### 人とのつながり作って治療

こうした考えに基づいて、万引きの常習者に犯罪を繰り返させない取り組みも始まっています。

東京都内にあるクリニックでは、万引きを繰り返す人を依存症の患者と捉え、通院して治療するプログラムを去年12月から始めました。通院しながら治療するのは、全国でも珍しく、家族や友人の支えを受けながら、犯罪に手を染めずに日常生活を送ることを目標にしています。

プログラムを担当する精神保健福祉士の齊藤章佳さんは、万引き常習者にとって、やることのないことや、生活リズムが崩れることは、盗みにのめり込みやすい悪条件だといま



す。クリニックでは、心理療法などのプログラムを午前9時から午後7時まで用意し、患者が定期的にクリニックに来てプログラムを受けることで、規則正しい生活リズムを身につけてもらえるようにしています。

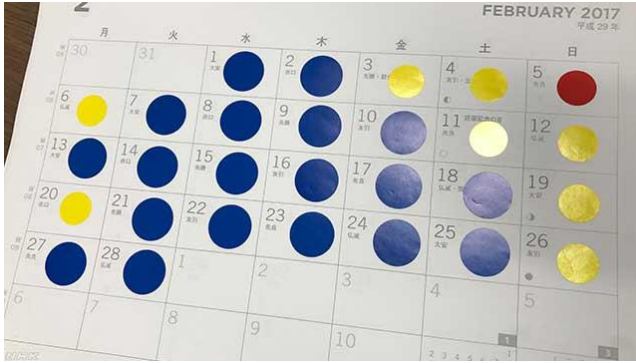
さらに、毎月1回、クリニックと家族や友人が面会して患者の前では話せない悩みなどにも応じながら今後の治療方針を決めていて、家族などが患



者をきちんとケアできるよう支援の態勢を整えています。

齊藤さんは、摂食障害の人や万引きの常習者になりやすいのは、誰かに頼ることが苦手な人だと考えています。治療を通じて人とのつながりを作り、頼る先を複数確保することで精神的な安定を図ろうとしています。

また、プログラムの中では、盗みたいという衝動がどのような時に起きるのかを患者に把握してもらうようにしています。患者は、カレンダーに3色のシールで「盗みたい衝動が



なかった日」、「盗みたい衝動が起きた日」などを毎日記録していきます。

例えば、盗みたい衝動が起きた日が週末に集中した場合、「週末には店には近づかない」といった具体的な対策をとることができると思います。

摂食障害を伴う人を含め、これまでにおよそ40人の患者が参加していて、多くの人に症状の改善が見られるということです。

目標は「普通に買い物ができること」摂食障害は、完璧主義の性格の人や厳しい習い事や教育を受けていた人が、何らかのストレスが引き金になってかかる傾向があると言われ、比較的、多くの人が入りやすい精神障害と言えるかもしれません。

取材した高木医師によりますと、適切な治療を受ければ摂食障害は治るということで、今月8日に万引きの罪で有罪判決を言い渡された女子マラソ



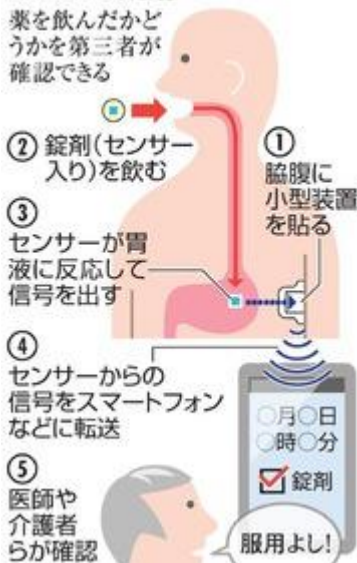
写真：アフロ

ンの元選手も、家族の支えを受けながら治療を受けています。

今後の目標は「普通に買い物ができるようになること」だそうです。

次こそは、犯罪を繰り返さずに更生してほしい、そう願わずにはられません。

### デジタル錠剤のイメージ



### 薬の飲み忘れを管理、デジタル錠剤 米FDAが承認

ワシントン＝香取啓介 朝日新聞 2017年11月15日  
米食品医薬品局(FDA)は13日、錠剤にごく小さなセンサーを埋め込んだ「デジタル錠剤」を承認した。医師の処方通りに患者が薬を飲んだかどうかを第三者が確認できる。効果的な治療ができ、医療費の削減にもつながると期待される一方、患者のプライバシー保護という課題もある。

承認されたのは、大塚製薬が製造・販売する統合失調症などの抗精神病薬エビリファイ(一般名・アリピプラゾール)に米プロテウス・デジタル・ヘルス社が開発した約3ミリのセンサーを組み込んだ錠剤と、貼り付け型の検出器。大塚製薬によると、このような医薬品と医療機器を一体化した製品の承認は世界初という。

患者が飲んだ薬が胃に入ると、胃液に反応してセンサーが信号を出す。患者の脇腹につけた小型装置が信号を検出。薬をいつ飲んだかという情報をスマートフォンやタブレット

端末に転送する。患者の同意のもと、医師や介護者、家族らがその情報を共有できる。センサーは一定の時間がたてば、体内で消化・吸収されずに排泄（はいせつ）されるという。

#### 他人の抗精神病薬投与 道、障害者施設を指導 北広島 北海道新聞 2017年11月15日

【北広島】北広島市の障害者通所、入所施設「北広島リハビリセンター」（富ヶ岡）で5月、介護を担当する20代女性職員が入所している70代女性に対し、他人に処方された抗精神病薬を飲ませていたことが14日、分かった。石狩振興局は虐待と判断し、障害者総合支援法に基づき改善を求める勧告を行った。勧告は6日付。4段階ある行政指導・処分の中では、2番目に軽い。振興局などによると、職員は5月27日、女性が大声を出したため、他の入所者に処方されていた抗精神病薬リスペリドン内服液（0・5ミリリットル）1本を飲ませ、うとうとさせたという。薬は職員の詰め所に保管され、だれでも持ち出せる状態だった。

#### 障害者いきいき生き物デッサン

読売新聞 2017年11月15日



#### ◇アクアス

障害者支援施設など県内10事業所の利用者ら約50人が魚やペンギンなどの生きものを描くデッサン会が14日、県立しまね海洋館アクアス（浜田、江津市）で開かれた。

障害者が描いた絵や模様入りのビーチサンダルを製作し、アクアスのオリジナル商品として販売するプロジェクトの一環で、県社会福祉協議会などが主催して今回で4回目。障害者アートの社会的価値の向上を目指して

いる。

参加者は、ゆったり泳ぐエイなどを眺めながら、スケッチブックに思い思いの作品を描いた＝写真＝。

仕上がった絵は12月23日から来年1月29日まで、アクアスで展示される。来館者の投票で3作品を選び、ビーチサンダル製造販売「TSUKUMO」（東京都）が商品化して来春にも発売する。

同社社長の中島広行さん（45）は「斬新なものを、世に送り出したい」と語った。色鉛筆でサメを描いた永島靖久さん（73）（出雲市）は「じっと見て絵を描くのは楽しい」と話していた。

#### 社説：少年法論議 教育力で立ち直りを

中日新聞 2017年11月15日

少年法の適用年齢を十八歳未満に引き下げると、こんな法相の諮問を法制審議会が受けている。成人年齢も十八歳にし、統一を図るという考えは単純すぎる。少年法の理念を深く考えるべきだ。

少年事件が起きるたびに、報道などに触発されて、多発化、凶悪化していると誤解している人も多からう。実は正反対で少年非行は急激に減少しているのが実態だ。

警察白書によれば、検挙者数のピークは一九八三年で、そのときと比べると二〇一五年は80・2%も減っている。重大事件や凶悪事件の件数も減少していて、殺人や傷害致死は六一年のピーク時から89・7%も減っている。十八歳や十九歳の少年も同じ傾向だから、特別な対策をとらねばならない状況にはない。

現行の少年法などに基づく施策が機能している証左ではないか。うまくいっている制度をわざわざ改変する必要がどこにあるのか。

現在、政府は成人の年齢を十八歳とする法案の用意がある。既に選挙権年齢は十八歳とした。現在二十歳未満の少年法の対象を十八歳未満に引き下げることが論議されるのは、「国法上の統一」が狙いといわれる。

だが、それぞれ目的が異なる法律である。少年法は非行を犯した者に単に刑罰ではなく、教育力による健全な成長と再犯防止を目的としている。若い力があるゆえに、その変わりうる可能性を重んじているのである。ドイツでも選挙権年齢と成人年齢は十八歳だが、少年裁判所法の適用年齢は二十一歳未満なのは、そのためだ。

仮に十八歳未満に引き下げれば、現在のほぼ半分の事件が少年法の手続きの対象外となる。つまり家庭裁判所の調査官らによる成育歴や心身の状況、家族や交友関係などの調査、さらに少年鑑別所での心理学など科学的な調査などが受けられない。ほとんどが起訴猶予処分となるが、そこには教育的な働き掛けが存在しない。これは十八歳・十九歳の再犯を増加させる契機になりかねない。

再非行少年率は高まる傾向にある。現行制度でもまだまだ不十分な点はあるのだ。法制審では年齢引き下げ問題は現在、棚上げ状態になっているが、そのような現状で教育が介入しない刑罰を少年に与えるような制度改正があってはならない。再非行に走らぬように自らの力で、そして周りが手助けする。非行を犯した少年に必要なのは、立ち直る教育だという原点を忘れないでほしい。

## 社説 年金の支え手 給与明細を見てみよう

中日新聞 2017年11月15日

会社員らが支払う厚生年金の保険料率が九月に引き上げられた。年金財政を維持するための最後の引き上げだ。ただ、将来年金を受け取れる安心は、加入が前提、その範囲をもっと広げたい。

保険料率は18・3%になり、多くの人が十月の給与天引きから適用されている。労使折半なので働く人の負担は9・15%だ。料率は二〇〇四年の制度改正で13・58%から毎年、引き上げられてきた。今回の引き上げが最後となる。

これを機に自身の給与明細を眺めてみてほしい。年金制度を知るいい機会になる。

公的年金の財源をどう確保し、どう支給するか。少子高齢化が進む社会では悩ましい問題である。実は、〇四年の制度改正でその考え方を大きく変えている。

それまでは支給に必要な財源を、現役世代の保険料を上げることで賄ってきた。しかし、高齢者が増えると、現役世代の負担が増え続ける。そこで、保険料率に上限を決めそこまで引き上げて固定し、そこから得られる保険料収入で払える額を支給する。同時に、高齢者にも支給額の伸びを少し我慢してもらう。こんな改正だ。

国民年金も毎年保険料を引き上げ、今年四月に月一万六千九百円で据え置いた。

高齢者一人を現役三人で支える現在から、約三十年後には現役一人で支える超高齢者社会となる。限られた財源だ。その中でやりくりするのは致し方ない。

課題は低年金・無年金の人の支援だ。消費税率が10%になると低年金者には月最大五千円の給付金制度が実施される。年金を受け取るのに必要な加入期間が二十五年から十年に短縮されて無年金者の一部が受給できるようになった。

大胆に進める必要のある対策は、厚生年金に加入できる対象者を拡大することだ。パートなど短時間労働者は職場の厚生年金に加入できないケースが多い。国民年金に入るしかないが、高齢になっても働き続ける自営業者を想定した制度なので支給額は少ない。

昨年十月に一部の短時間労働者に対象を広げたが、約三十四万人にすぎない。厚生年金は国民年金より安い保険料で国民年金より高い年金の支給につながる。対象者の拡大は、将来の無年金・低年金者を減らせる。

経済的に苦しく保険料を払えない人には免除などの手続きができる。政府は、制度の利点を分かりやすく伝える努力を惜しんではならない。

## 社説：保育・教育無償化は所得制限が前提だ

日本経済新聞 2017年11月15日

安倍晋三首相が衆院選で公約した保育・教育の無償化について、政府内の制度設計が大詰めを迎えた。国の財政が逼迫しているなかで財源に2兆円を計上する総額ありきの決定を危惧する。無償にするのは税による支援を真に必要なとする低所得世帯に限るべきだ。

2019年10月に消費税率を10%に引き上げるのに伴う国の増収分のうち、首相は1兆7千億円を無償化の財源に充てる。産業界には3千億円の拠出を求め、人づくり革命と称する2兆円規模の総合対策をつくる。

2歳児までの保育料と大学授業料の無償化は低所得世帯に限る。問題は3～5歳児だ。世帯年収に関係なく8千億円をかけて保育園・幼稚園を原則ただにする。

児童福祉法の基準を満たした認可保育所の場合、年収およそ1130万円以上の世帯が払う保育料は月3万～5万円が多い。このような世帯を保育料を免除している生活保護世帯と同じ扱いにするのは説明がつかない。

幼稚園は授業料が高額な一部の私立園以外を無償にする。保育園であれ幼稚園であれ、提供する保育・教育内容の善しあしにかかわらず税で補助金を配れば、経営規律を損なうだろう。

消費税財源を育児支援に充てるなら、もっと有効に使うべきだ。認可・認可外を問わず質の高い保育施設と人材に投資し、育児のために仕事を離れたり就労をあきらめたりする人を減らすのが、まっとうな使い道である。

質の高い保育を提供する認可外施設が認可施設に比べて不利にならないような税制面の改革も課題だ。保育士・介護士の基礎的資格の共通化など規制改革でもすべきことは少なくない。

また産業界は3千億円を出しっ放しにするのではなく、政府が待機児童対策などに有効に使うかどうか、きちんと監視すべきだ。

18年度の国の予算編成で、財務省は高齢化で増える社会保障費を6300億円から5千億円に圧縮する方針だが、四苦八苦しているのが実情だ。保育・教育の重要性は論をまたない。政権が重点政策にするのは理解できるが、2兆円もの巨費をばらまくのでは社会保障費の圧縮に逆行する。

公的サービスをいったん無償にすると、その後少しの負担を求めるのにいかに苦勞するかは、後期高齢者医療の事例が物語っている。それを思い起こすべきだ。

## 社説 [若年性認知症] 就労の場広げる工夫を

沖縄タイムス 2017年11月14日

現役世代を襲う病だけに仕事を続けるための支援、福祉的就労など社会的居場所づくりが急務だ。

65歳未満で発症する若年性認知症の人や家族を支援しようと県が配置した専門コーディネーターの下へ、4月からの半年間で延べ279件の相談が寄せられた。

1番多かったのは、「利用できるサービスがない」である。

認知症の場合、40歳から介護保険の申請ができるが、親ほど歳の離れた高齢者と過ごすデイサービスに心理的抵抗を感じる人は少なくない。日常生活では自立しているため、サービスを受けられないケースもある。

「居場所がなく家に閉じこもっている」という声は切実だ。高齢者を中心に認知症対策が進む一方、社会保障サービスにつながりにくい若年性の問題が見えてくる。

現役での発症は、経済的不安を招きやすいという点でも深刻である。仕事を続けることができなければ、その影響は家計や子どもの進学などに及びかねない。

寄せられた相談で「仕事のこと」「子どものこと」「経済的なこと」が目立ったのも、働き盛り世代だからだろう。

県が2013年から14年にかけて実施した若年性認知症実態調査で、発症時に働いて



いた人の約8割が「退職した」あるいは「解雇された」と答えている。

支援のはざまに置かれた苦しい状況に目を向けたい。40歳で若年性アルツハイマー型認知症と診断された豊見城市の大城勝史さん(42)は、診断前から勤める会社で今も働いている。自動車販売会社の営業マンから自宅に近い店舗の洗車係へと仕事の内容は変わったが、「会社の理解と協力があれば配置転換などで働き続けられる」と、自著「認知症の私は『記憶より記録』」につづる。

大城さんの場合、会社側と何度も話し合いを持ち、社員に対する勉強会を開くなど、周囲が認知症への知識を深めたことも大きかった。

コーディネーターに寄せられた相談の中で「働きたいが、デイサービスを勧められた」という失望にも似た声が印象に残る。

認知症になっても社会と関わりながら自分らしく生きたい、というのは自然な願いである。症状に合わせた支援と工夫で、働く場を広げていく必要がある。

厚生労働省の09年の推計によると、若年性認知症患者は全国に約3万8千人。平均発症年齢は51・3歳だ。

働き盛り世代にとって人ごとではないのと同様、企業もよそごとと言ってはいられない。当事者の意思を第一に、働き続けるための支援や方策を積極的に詰めてほしい。

認知症対策の国家戦略「新オレンジプラン」には、若年性認知症に関する取り組みの強化が盛り込まれている。

例え企業での就労が困難でも、福祉的就労や仲間とともに活動する場を増やすなど、社会全体の理解を深めていくことも重要だ。

## 社説：ライドシェア敵視は時代遅れ

日本経済新聞 2017年11月15日

規制の壁とタクシー業界の反対によって、日本では自家用車で人を運ぶライドシェアサービスの事実上の禁止状態が続いているが、そろそろ解禁を真剣に検討すべき時期ではないか。スマートフォン経由で簡単に車を呼べるライドシェアは、自国で使い慣れた海外からの訪日客にとってはごく当然のサービスだ。加えてタクシー業界がいま直面する最大の課題である運転手不足の解消につながる可能性もある。タクシーに関わる官民は従来のいきさつにとらわれず柔軟な発想で一步踏み出してほしい。

変化の兆しはある。タクシー業界はこれまで一枚岩でライドシェア反対の旗を振ってきたが、内部から異論が出始めた。中堅の三ヶ森タクシー(北九州市)の貞包健一社長は規制改革推進会議のヒアリングで「反対を叫ぶだけではダメ。タクシー会社もライドシェアの手法を導入することで、市場を活性化できる」と表明した。

こうした声があがる背景には深刻な運転手不足がある。全国のタクシー運転手の数はピークだった2004年度の43万人弱から15年度には30万人強まで減った。60歳以上の運転手が過半数を占めるなど高齢化も著しく、人手不足で廃業せざるをえない会社もある。

ライドシェアの解禁は業務用の運転免許(2種免許)を持たない一般のドライバーによる旅客運送に道を開くものだ。タクシー会社にとっては、暇な時間と自家用車を使って副収入を得たい人を組織することで、運転手不足を克服できるかもしれない。今より安い料金設定で、新たな需要を喚起できる可能性もある。

タクシー行政を所管する国土交通省も全国一律の発想を改め、東京のようなタクシーがたくさん走っている都市部とそうではない地域では別のルールを適用するような柔軟性があってもいい。

ライドシェアを敵視するばかりが能ではない。安全性をどう担保するかを含め、官民が知恵を出し合い、上手に活用するときだ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

